

産業創造資金④

(事業承継枠)

この資金の特徴

- ☑ 事業承継を行う方向けの資金です。事業承継後2年未満の方までお使いいただけます。
- ☑ **議決権株式**(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けている場合に限り。)や**土地**の取得資金も対象となります。

次のような方におすすめです

- 事業承継を行う、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けている。

融資条件

		設備資金	運転資金
限度額		1億円	1億円
設備・運転併用の場合は、合計1億円			
利率	5年超10年以内	年1.2%以内	平成30年4月1日から 平成30年9月30日 融資実行分の利率です。(固定金利)
	3年超 5年以内	年1.1%以内	
	1年超 3年以内	年1.0%以内	
期間・償還方法		1年超10年以内 据置2年以内 元金均等月賦償還	1年超7年以内 据置1年以内 元金均等月賦償還
担保		取扱金融機関及び信用保証協会との協議により定める	
保証人		個人:原則として不要 法人:原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
信用保証		付する(保証料 年0.45%~1.64%以内)	

資金使途

区分	設備資金	運転資金
裏面の融資対象者1①	承継する事業の実施に必要な設備資金(承継する事業の実施に不可欠な土地を含む)及び運転資金	
裏面の融資対象者1②	認定を受けた議決権株式又は事業用資産等(土地及び申込時において設置済みの設備を含む。)	認定を受けた事由のため必要なもの(ただし、次の(ア)から(ウ)を除く。) (ア)相続税又は贈与税の納税資金 (イ)他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金 (ウ)遺留分の減殺を受けた場合に事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金

ただし、区分1の①については、次の資金使途は融資対象になりません。

- × 借入金の返済、納税に充てる資金、転貸資金
- × 住宅、株式、乗用車の取得資金
- × 法令に違反する設備及び県外に設置する設備のための資金
- × 申込者以外が使用する設備のための資金
- × 設置済み又は支払済みの設備のための資金

融資については取扱金融機関及び信用保証協会の審査により決定されますので、申込要件を満たしてもご希望に添えない場合もあります。

融 資 対 象 者

産業創造資金・事業承継枠は次の全てに該当する中小企業者(個人、会社、NPO法人等)を対象としています。
1 次の①、②のどちらかに該当する。(②についてはNPO法人は対象外)

①次のアからエのいずれかに該当する者

- ア 親族内承継(3親等内の承継に限る。以下同じ)又は役員・従業員承継により、代表者を交代しようとする法人又は代表者が交代してから2年未満の法人
- イ 親族内承継又は役員・従業員承継により、個人(被承継者)から事業の引継ぎを受けようとする者又は事業の引継ぎを受けてから2年未満の者
- ウ 経営者の後継者が不在の法人(被承継者)からM&A(株式譲渡、事業譲渡等をいう。)により事業の譲渡を受けようとする法人又は事業の譲渡を受けてから2年未満の法人
- エ 後継者不在の個人(被承継者)から事業の譲渡を受けようとする者又は事業の譲渡を受けてから2年未満の者

②中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けた会社又は個人

2 信用保証対象業種^(※1)を営んでいる。

※1 一般にいう商工業者のほとんどが対象となります。

ただし、農林漁業、遊興娯楽業、金融業、飲食業の一部、宗教法人等は対象となりません。

3 申込みの日以前1年以上引き続き県内に事業所を有し、同一事業を営んでいる。

(県外から移転し、申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含めて1年以上引き続き同一事業を営んでいること。) ただし、承継者については、県内で客観的に事業に着手していると認められる場合はこの限りでない。

4 納期が到来している場合は、事業税等を滞納していない。

5 事業に必要な許認可等を取得している。 等

(被承継者についても上記1以外の要件を満たしている必要があります)

申込みにあたっての必要書類

申込みに必要な書類		備考
埼玉県中小企業制度融資申込書(様式1)		・受付機関にて配布
事業税の納税証明書等(★)		・個人事業税の課税対象とならない事業を営んでいる個人は、県民税及び市町村民税の納税証明書等 ・納期限内に完納している場合は、領収証書でも可
最新2期分の確定申告書(決算書)の写し(★)		・2期目の確定申告又は決算が終了していない場合は1期分で可
許可書・登録書等の写し(★)		・必要な業種の場合
特約書(様式28)		・融資実行に先立ち取扱金融機関に提出
見積書の写し等(設備資金の場合)		・見積書、カタログ等の資金使途が分かる資料
本資金の利用に係る必要書類	要件1①の場合	・事業承継計画書(様式10)、事業承継に係る同意書(様式11) ・事業承継に係る契約書の写し (3親等内の親族間における承継及び法人の代表者交代の場合は不要) ・法人の被承継者の登記事項証明書又は商業登記簿謄本の写し(会社設立からの経緯が全て分かるもの) ・被承継者に係る★の書類
	要件1②の場合	・認定書・認定申請書・認定申請の提出書類の写し
【信用保証協会必要書類】		・印鑑証明書、登記事項証明書 等

※ 金融機関や保証協会の審査過程において、上記以外の書類が必要となる場合があります。

受 付 場 所

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会

取 扱 金 融 機 関

銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の、原則県内に所在する本支店



お問い合わせはこちらまで

埼玉県産業労働部金融課 048(830)3801・3803

事業所が所在する地区の商工会議所・商工会



彩の国
埼玉県